

マイナンバー（個人番号）提供のお願い



申請時に、本人及び住民票上の世帯員全員（中学生以下は不要）のマイナンバー（個人番号）を提供していただくことで、市町村等に情報照会することにより、各申請に必要な一部書類を省略することができます。省略を希望する場合は、下記書類の提出と番号確認及び本人確認ができる身分証明証等をご提示いただく必要があります。以下をご一読いただき、申請書類等と併せてご提出ください。

＜必要書類＞

（１）提出いただくもの

- ・マイナンバー（個人番号）提供書 **別紙**

（２）提示いただくもの

① 申請者（受給者）が提出する場合

【提供するマイナンバーの確認】	【申請者（受給者）の本人確認】
以下のいずれかを提示してください。 ※住民票上の全世帯員（中学生以下は除く）	以下のいずれかを提示してください。
・マイナンバーカード ・住民票（マイナンバー記載有）の写し ・通知カード（個人番号通知書は不可）	・マイナンバーカード ・顔写真入りの身分証明書（運転免許証など） ・顔写真のない身分証明書２種類（住民票、年金手帳など）

② 申請者（受給者）の代理人（ご家族等）が提出する場合

【提供するマイナンバーの確認】	【代理人の代理権の確認】	【代理人の本人確認】
以下のいずれかを提示してください。 ※住民票上の全世帯員（中学生以下は除く）	・マイナンバー（個人番号）提供書にある「委任状」欄に記入してください。	以下のいずれかを提示してください。
・マイナンバーカード ・住民票（マイナンバー記載有）の写し ・通知カード（個人番号通知書は不可）		・マイナンバーカード ・顔写真入りの身分証明書（運転免許証など） ・顔写真のない身分証明書２種類（住民票、年金手帳など）

※通知カードは、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）に変更があり、令和２年５月２５日以前に変更手続きが行われていない場合は、利用できません。

裏面の注意事項も必ずご参照くださいー

＜注意事項等＞

(1) マイナンバーの提供により省略可能となる書類及び添付書類

- ① 市町村民税額合算対象除外希望申請書（様式第8号の2、様式第17号）
- ② 市町村民税課税（非課税）証明書等
- ③ 医療保険の資格情報が確認できる書類の写し（資格確認書の写し等）※1

※1 各申請書に記載された加入医療保険情報を確認するため、提示が必要です。

マイナポータル資格情報画面の提示のみでも受付可能です。なお、マイナンバーカードから医療保険の資格情報等を読み取ることはできません。

(2) マイナンバー（個人番号）の提供が必要な方

《ウイルス性肝炎医療費助成申請及び定期検査費用の助成申請の場合》

- ・申請者（受給者）及び住民票上の世帯員全員分（中学生以下は不要）

《肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証申請（償還払い申請含む）の場合》

- ・申請者（受給者）又は申請者（受給者）及び家族

(3) マイナンバー（個人番号）提供による情報照会の結果が取得できなかった場合

- ・ マイナンバー（個人番号）による照会を行い、市町村民税未申告等により市町村民税の情報の取得ができなかった場合には、後日「市町村民税所得課税（非課税）証明書等」の提出が必要になる場合があります。

【未申告の場合が多い例】

- ・前年に収入がなかった方（専業主婦（夫）や学生など）
 - ・障害年金や遺族年金など非課税収入のみの方
- 等

- ・市町村民税所得課税（非課税）証明書等のご提出のない場合は、月額自己負担限度額を「階層区分B（2万円）」と判定します。「階層区分B（2万円）」となった受給者証が届いた後に階層区分の見直しを希望する場合は、必要な方の市町村民税所得課税証（非課税）明書等を添付の上、自己負担限度額の変更申請を行ってください。
- ・加入医療保険の情報が取得できなかった場合は、後日、医療保険の資格情報を確認できる書類の提出が必要になる場合があります。